コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　NIPPON GAS CO.,LTD.

最終更新日：2015年7月1日
日本瓦斯株式会社
和田眞治
問合せ先：03-3553-1281
証券コード：8174
http://www.nichigas.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、以下の経営理念を策定し、株主、消費者、社員、地域社会等のステークホルダーズとの信頼関係を築き、中長期的な企業価値の向上を目指しております。そして、かかる経営理念実現のために有効なコーポレート・ガバナンス体制の構築に努め、業務の適正を確保することとしております。

1. 地域社会に対する貢献
環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により、安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客様のより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献します。又、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考えます。

2. 企業の持続的成長を目指す
地域社会に貢献し、お客様を増やすことが経営基盤をさらに強固なものとすると考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の長期的向上に努めます。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制の構築により、株主価値の向上に努めます。

3. 人的資源の尊重
社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけており、お客様に密着したきめ細かいサービスを行うため、社員の能力を最大限に発揮出来るような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素であります。
その根底に社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営にあたってその増進を目指します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,604,000	3.30
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	1,350,000	2.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,282,200	2.64
株式会社三井住友銀行	1,180,938	2.43
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,164,820	2.39
日本生命保険相互会社	994,720	2.04
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱UFJ信託銀行口)	830,000	1.70
株式会社武蔵野銀行	802,714	1.65
三井住友ファイナンス＆リース株式会社	735,000	1.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	713,700	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井出　隆	他の会社の出身者											
河野　哲夫	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井出　隆	○	―――	井出隆氏は、公認会計士として会計・財務に関する高い見識を有しているため当社の社外取締役にふさわしいと判断して候補者としております。また、その経歴より一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。
河野　哲夫	○	河野哲夫氏は、当社の借入先である株式会社三井住友銀行に過去在籍しておりました。当社グループは平成27年3月期末の実績として、同行に対して10,481百万円の借入残高があります。同行は当社の株主ですが、その持株比率は当社の株式総数の3.4%（自己株式を控除して計算しております）であり、また同氏が退任後10年が経過していることから、当社と同行の関係が、同氏の職務遂行に影響を及ぼすものではないと考えております。	河野哲夫氏は、大手金融機関に長年勤務し、金融・財務面のみならず海外事業に対しても豊富な知見を有しているため当社の社外取締役にふさわしいと判断して候補者としております。また、その経歴より一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査につきましては、監査室を設置し対応しております。監査役会は、監査役4名（うち3名が社外監査役）で構成しており、取締役会に出席するとともに、定期的または必要に応じて随時監査役会を開催しているほか、常勤監査役による重要な会議への出席、決裁書類の閲覧などを通じて業務監査を行っております。
さらに、監査役は、内部統制システム委員会・コンプライアンス委員会・リスク管理委員会との連携をはかるとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携をはかっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
坂本　昭二郎	その他													
能勢　元	公認会計士													
山田　剛志	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂本　昭二郎	○	―――	ガス業界に関する豊富な経験、幅広い知識と見識を有し、当社経営上有用な指摘を行っていただけるものと考えております。 その経歴より、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えられるため、独立役員に指定しております。
			東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の代表取締役であり、会計士としての専門的立場から会計・税務に関して十分な実績をあげ

能勢　元	○	―――	られており、経営に関する高い見識も有しているため、当社の社外監査役に選任しております。 その経歴より、一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。
山田　剛志	○	―――	成城大学大学院法学研究科教授であり、その専門知識と見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただけると考えております。 その経歴より、一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

対象取締役等の業績向上、インセンティブ強化を目的として、平成27年7月分より基本報酬の一部に
業績連動部分を導入することといたしました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、株主総会で決議された総額の範囲内で決定しており、総額を開示しております。
前事業年度の取締役の報酬等の総額 14名 270百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外役員の専従スタッフはおりませんが、総務部でサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

現状の体制の概要
1. 業務執行体制
当社は定例の取締役会を毎月開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。
業務執行と経営効率を向上させるため、各部門長が出席する経営企画会議を毎月開催し、基本的事項及び重要
事項に係る意思決定を機動的に行っております。
2. 経営評価委員会
当社は、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みについて、外部から客観的な意見を求めて

ガバナンス機能を強化するために、当社取締役会から独立した外部有識者をメンバーとする経営評価委員会を設置いたしております。当社取締役会は、半期に一度、経営評価委員会に対して、経営の基本方針及びその履行状況等の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みを報告します。それに対し、経営評価委員会は評価及び提言を行い、当社取締役会は、経営評価委員会により指摘された事項の改善に取組みます。
これにより、中長期的経営と株主還元のバランスの確保や経営の透明化をはかり、当社取締役会による企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みがより実効的なものとなるよう努めております。
3. 監査体制
監査役会は常勤監査役1名と社外監査役3名で構成されております。監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、毎月取締役会に出席し、うち、常勤監査役は、取締役会の他、常務会・経営企画会議や内部統制システム委員会・コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席し、各委員会と連携をはかっております。
社外監査役には、取締役会から独立性が高く、また企業経営、ガスエネルギー業界に精通した人材や財務・会計並びに会社法等に知見を有する人材が選任されております。以上により当社は監査の実効性の確保、監査機能の強化に努めております。
監査役及び会計監査人は、監査業務に関し情報、意見交換等を行い、相互に連携をとり監査業務にあたっております。
会計監査業務を行った公認会計士の氏名（所属する監査法人、継続監査年数）
朝田 潔（協立監査法人 4年）、田中　伴一（同 1年）
なお、公認会計士5名、会計士補等1名が補助者として会計監査業務に関っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は以下により経営監視の強化をはかっております。
・社外監査役3名を選任しており、社外の目から業務執行を監視いただいております。
・外部の有識者で構成する経営評価委員会を設置し、半年に1回、経営方針や経営の履行状況について評価をいただいております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日前日の平成27年6月25日に定時株主総会を開催いたしました。 来年以降も集中日を回避していく方針です。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成26年11月及び平成27年5月に決算説明会を開催致しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算関係資料や株主向け資料を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR・資本戦略室が、窓口となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、中長期的観点から持続的成長を可能とするため、当社経営陣により、あらかじめ経営理念を策定・公表した上で経営を行い、株主の皆様に業績評価をして頂くことが、当社経営陣の経営責任の明確化に資すると考え、経営理念「日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～」を策定・公表しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは関東一円を供給エリアとして、LPガス事業、都市ガス事業、簡易ガス事業をコアに、総延長数6千キロにも及ぶガス導管ネットワークを基盤として、約110万世帯のお客様に、安全に安定的に、より安価にガス体エネルギーを提供するとともに、その特性である快適性、経済性、省エネ性、環境性などを提供することで地域社会の価値向上に資するとともに、究極の未来型エネルギー燃料電池に代表される水素エネルギー時代の担い手として、天然ガス（LNG，LPG，NGH，CNGなど）の高度、高質運用の基盤整備に不退転の決意で取組んでおります。さらに、当社グループの特徴が地域社会に密着した一般家庭用の分野である特性を生かし、行政サービスなど様々な異業種サービスとの連携を通じて地域防災や地域活動に積極的に関わることで、コーポレートガバナンスやコンプライアンスを包括するCSR（社会貢献）の取組みを強化して参ります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

（内部統制システムに関する基本方針）
当社は、地域社会に対する貢献、企業の持続的成長及び人的資源の尊重等の経営理念を経営の拠り所とし、かかる当社の経営理念を実現するための有効なコーポレート・ガバナンス及び内部統制の構築を総合的に行うための組織として、代表取締役社長を委員長とする「内部統制システム委員会」を設置し、以下の体制を整備しております。
(1)取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、管理本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております。コンプライアンスの推進については、マニュアルを制定し、役員及び従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導しております。
また、当社は、相談・通報体制を設けヘルプラインを設置して役員及び従業員が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、人事部長に通報するように定めております。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わないようにしております。
財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等との適合性を確保するため、管理本部を中心に十分な体制を構築しております。
(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、管理本部長を統括責任者、総務部を事務局として、法令・社内規程に基づき、情報の保存・管理を行います。取締役・監査役は必要に応じて保存・管理した情報を閲覧できます。また情報のセキュリティについてはガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応しております。
(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理を統括する組織としてエネルギー管理部所管常務を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、有事においては「リスク管理規程」に従い、会社全体として対応し危機管理にあたることとしております。平時から、リスク管理委員会において、その有するリスクを評価して対応方針を決定し、統制すべきリスクについては社員教育を徹底し、そのリスクの軽減等に取組む体制を作っております。従来から万一の災害時に備え、安全・安定供給リスクを専管する組織として、エネルギー管理部が専門的な立場から、安全面、環境面、物流面での緊急保安体制を組織し、毎年訓練等を行っております。
(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、定例の取締役会を毎月開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行います。業務執行と経営効率を向上させるため、各部門長が出席する経営企画会議を毎月開催し、基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行います。
当社は、独立した専門家により構成される「経営評価委員会」を組織し、半期に1度、定例会議を開催し、代表取締役社長の諮問を受けて答申することにより、有効なガバナンスの維持に努めます。
業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ経営計画及び各年度予算を立案し、全体的な目標を設定し、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行しております。
また、当社においては代表取締役社長が自ら全社員を直接面談して対話するなど、社員に向けた経営層の方針等が速やかに伝達できる体制になっております。
(5)当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社グループは、全体の方針決定のためグループ各社の社長が参加する「グループ経営者会議」を組織し、事務局を総務部に置き、3ヶ月に1回開催しております。
グループ全体での情報の保存・管理、リスク管理、コンプライアンス体制は、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての協議、助言を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「コンプライアンス委員会規程」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とのー切の関係を持たず、反社会的勢力の不当要求に対しては断固たる姿勢で臨むことを基本方針としております。
(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は「コンプライアンス・マニュアル」において反社会的勢力に対する行動指針を示すとともに、役員及び従業員等に、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導しています。
また、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しており、反社会的勢力の不当要求に対しては総務部を統括部署として組織的に対応いたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

（導入の目的）
当社はガス事業者として、長期的な観点から財務及び事業の方針を決定し、消費者・地域社会をはじめとするステークホルダーズとの信頼関係を構築し企業価値向上に努めております。
したがって、このような考え方を嫌い、ステークホルダーズとの信頼関係を破壊し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある株式買付行為は適切ではないと考え買収防衛策を導入しているものです。
（スキーム概要）
特定の株主グループにより当社発行済株式（当社保有自己株式を除く）の株券等保有割合が20%以上となる買付提案又は買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買収類型に該当するか否かを判断するためのルールを策定し、企業価値・株主共同の利益を毀損すると判断した場合には、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上という目的のために、対抗措置として取得条項付新株予約権の無償割当を行うものです。
買収防衛策の詳細は当社ホームページ（http://www.nichigas.co.jp/ir/pdf/torikumi.pdf）をご覧ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。
1. 会社情報の適時開示に関する基本方針
・当社は、投資判断に重要な影響を与える会社情報を、すべての株主・投資家の皆様に対して、適時、適切かつ公平に開示するよう努めております。
・このため、適時開示の対象のうちインサイダー取引規制上の重要情報の取扱いについては、内部者取引規制における重要事実を管理する社内規程（内部者取引管理規程）を定めており、また、その他の適時開示情報については、情報管理責任者が担当部門長と連携し、適時、適切な開示が行える体制を構築しております。
2. 会社情報の適時開示に関する社内体制
・適時開示規則等に定める適時開示情報に該当する決定事実・発生事実は、社内規程に定める情報管理責任者である代表取締役副社長管理本部長が取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、把握しております。
・適時開示情報に該当する重要情報を把握した情報管理責任者は、漏洩等が発生しないよう厳格に管理しております。
・適時開示情報のうち財務・経理に係る情報は経財部長が、それ以外の情報は総務部長が担当しております。
・適時開示情報の具体的な公表内容及び時期は、情報管理責任者が適時開示情報の担当となる総務部長及び経財部長と協議のうえ起案し、取締役会で決定いたします。なお、緊急の場合は代表取締役が決定いたします。
・グループ会社の情報につきましては、グループ経営者会議等を通じ、適時、適切に把握できる仕組みとなっております。